

平成30年度 国立大学法人信州大学研究不正行為防止計画

平成30年3月7日制定

番号	区分	不正を発生させる要因	不正行為防止計画
I. 研究活動の不正行為に関する基本的な考え方			
1	意識向上	研究者倫理意識が低いことで、研究不正が発生する。	研究者倫理に関する意識の向上を推進する。
II. 不正行為の事前防止のための取組			
2	意識向上	研究倫理教育が不定期に実施される、研究倫理教育の機会が提供されないことで、研究者倫理意識が醸成されない。	研究倫理教育を継続して実施する。
3			部局会議等で研究倫理教育を実施する。
4			eラーニング教材を用いた研究倫理教育を推進する。
5	ルール	研究の質を保証する体制がないことで、研究の公正性を証明できない。	研究データの保存に関する方針等を定める。
6	体制	機関として不正防止の取組がされず、研究者個人のモラルに任されている。	事例を収集し、要因の分析を実施
7			不正行為防止計画の策定・実施
8			不正行為防止に係る情報共有を推進する。
III. 研究活動における特定不正行為等への対応			
9	体制	機関として不正防止の取組がされず、研究者個人のモラルに任されている。	不正行為に対応するために構築した体制の見直しを検討するとともに、学内外に公表する。
10			不正行為に係る通報窓口及び相談窓口について、学内外に公表する。
11			不正行為に係る通報受理後の調査の方法や期間等について、学内外に公表する。